

Title	著者リプライ
Sub Title	
Author	昔農, 英明(Sekino, Hideaki)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2015
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.20 (2015. 7) ,p.163- 164
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20150704-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

著者リプライ

昔農 英明

最初にご多用のなか、本書を丹念にお読みいただき、書評を執筆してくださった、久保山亮氏に心から謝意を表したい。筆者は本書を執筆するにあたって、ドイツの移民政策を体系的に分析してきた久保山氏の著作から、多くのヒントを得ることができた。そのような経緯もあって、久保山氏が書評を引き受けて下さったことは大変ありがたく、専門を同じくする方からどのように書評されるのか、多少の緊張をも抱いていた。

本書でも論じたように、ドイツ政府は、ごく最近まで、連邦レベルにおいて定住する移民の統合を実施せず、移民は社会的に排除されてきた。それが近年、血統主義に基づく国籍取得原理に出生地主義が加味され、国籍取得が容易になる大きな政策的変化が生じた。さらに、2004年に移民法が成立し、これ以降、移民の受け入れとともに、移民は公式に統合の対象となるようになった。

このような公式に移民を受け入れて、その統合を実施する包摂的な移民政策を実施するようになったドイツは、他方で移民を排除する構造をも内包しているというパラドクスを抱えている。本書は、移民の包摂と排除という一見矛盾した状況が、どのような論理のもとに生じているのかを、難民庇護を事例として検討したものである。

評者の久保山氏は、このような本書の意図や中身を適格に捉えておられ、本書に対する評価や批判点は、どれも頷けるものばかりである。久保山氏の批判や疑問点の全てにわたって明確に答えることは、紙幅の都合上、また何よりも私の力量不足から困難であるが、重要な点を2点にしばって応答したい。

第1に、移民国家、あるいは非移民国家の定義付けの問題である。何をもって「移民国家」とするのかは難しい問題であり、論者によって定義付けは異なる。久保山氏にご指摘いただいた通り、移民の受け入れを経済的な観点からの移民受け入れと人道的な観点からの移民受け入れの双方として見たときに、現状でのドイツの受け入れは、前者の受け入れ数が後者の受け入れ数に比べて、きわめて小規模にとどまっていることは無視できない。

移民法を制定したドイツ政府の意図としては、経済的な観点からの移民、とりわけ高度人材を積極的に受け入れて、人道的な観点からの移民をできる限り抑制的に受け入れるという選別的な移民政策を構築することがあった。しかしながら、そうした意図とは裏腹に、実際には永住を前提に受け入れられる高度人材などの労働移民の数はごく少数にとどまっている。そうしたことから、ドイツの移民国家への転換が、アメリカやカナダなどの古典的な移民国家のような受け入れ体制を構築したものだと言えない部分はある。

ただ他方で、移民の受け入れ数、あるいは各移民カテゴリーの割合がどの程度であれば移民

国家になるのかという点に関して、具体的な数値基準を示すことも困難であり、本書であげたクラウス・バーデらによる移民国家の定義に依拠しつつ、ドイツの歩んできた移民受け入れの歴史的経緯、今日の移民政策の現状を鑑みると、ドイツが移民国家に転換したという点に異論を唱えることはできないのではないと思われる。

加えて「非移民国家」の記述に関しては、こちらも評者の指摘の通りで、第二次世界大戦後の二国間協定に基づく外国人労働力の募集とその後の定住化による移民問題が生じる以前に、すでにドイツは移民国家であった。帝政ドイツにおけるポーランド人農業労働者のプロイセン東部への流入、20 世紀の両大戦期における外国人労働力の利用など、ドイツは 20 世紀後半どころか 19 世紀末においてすでに移民国家であったことは間違いない。しかしながら、ドイツ政府は今日に至るまでのそうした経緯・現実を直視せず、長年にわたって「非移民国家」であることを前提として政策を遂行してきた。本書では、そうした政府の対応を批判的に捉えることを念頭において、「非移民国家」と鍵括弧つきでこの用語を用いてきた。評者にはそうした本書の意図をご理解いただければと思う。

第 2 に、「対抗的な公共圏」「制度化された保護制度を補完する非制度的回路」としての役割を果たす教会アジールの評価をめぐる問題である。本書でも述べたように、教会アジールや窮状ケース委員会は、難民の権利を抑圧しがちな国家の難民保護を改善に導く重要な保護活動である。しかしながら、久保山氏の指摘にある通り、その保護のあり方には大きな限界も生じている。つまり教会などの市民社会における難民保護は、現状では個々の難民の救済という国家の難民保護に対する補完的な役割にとどまっている傾向があるという点である。

EU におけるダブリン協定などによって難民の人権状況が悪化する中で、教会アジールの件数は、近年増加傾向にある。そのため、あらためて教会アジールの果たす役割の重要性が増してきているものの、そうした保護がドイツを含む EU における難民の人権状況の悪化を食い止めることに成功しているとも言い難い。

また国外退去の危機にある難民の滞在許可証を付与するかどうかの審査においても、窮状ケース委員会に関する評者の鋭い指摘にあるように、難民の窮状を理由とするよりも、難民がどれだけ自己統治能力を有するのかという経済的な論理の重要性が増してきているだろう。

グローバル資本主義やネオ・リベラリズムのイデオロギーにもとづく自己統治や自己責任の論理が、我々の社会生活においてきわめて重要となる今日、市民社会の難民保護活動がいかにしてこのような論理に絡めとられないようにするのか、どのように対抗的な視点を見出していくのが重要となっている。

ただ筆者は、このような点からの市民社会における当事者たちの課題や展望についての検討をいまだ十分に行えていない。またそうした点を含めた、あるべき難民保護のあり方についても、本書において現時点で考えられうる視点を示したつもりではあるが、より積極的な提案は示せていない。こうした点については今後の課題とさせていただければと考えている。

(せきのう ひであき 明治大学)